

【工事受注者の皆様へ】

工事完成検査についての注意点！

～検査を円滑に行うために～

平成29年9月

和歌山県 県土整備部

県土整備政策局 検査・技術支援課

工事検査を円滑に行えるよう、次の点に留意し準備等をお願いします。

1. 完成通知書の提出までに行うことについて

完成通知書提出までに次のことについて、事前に確認して下さい。

- ① 出来形成果表の作成に漏れがないこと。

※ 施工計画書の出来形管理項目と整合しているか。

→ 検査（現場）において、短時間で計測できるように出来形図の作成にあたり工夫して下さい。

- ② 現場に測点（測量鉋等）が明示され、計測箇所の測点番号が把握でき、計測が円滑に行えるか。
- ③ 現場の段差、排水処理、法面の崩れ、目地の補修、塗装の補修、施設の清掃など、手直しすべき点がないか。

※ 手直しも含めて、工期内に完成することが必要です。

- ④ 土地所有者、関係者の同意、了解が得られているか。

2. 検査の実施について

1) 検査の事前準備について

- ① 計測機器（テープ、レベル、スタッフ）、はしご等は事前に受注者で準備して下さい。

- ② 現道上の検査となる場合、車両等の通行に支障がないよう安全に行う必要があることから、出来る限り通行車両に支障を与えないよう、短時間で計測できるような工夫を行って下さい。

※ やむを得ず、計測時に通行車両へ支障が出る恐れのある場合は、作業員もしくは交通誘導員の配置を計画し、適切な交通誘導をお願いします。

※ 完成検査に際し安全上の観点から交通規制が必要な場合は、監督員と協議のうえ事前に警察・道路管理者等の許可を得ておいて下さい。

2) 検査の受注者側の立会について

- ① 検査の立会は、主任（監理）技術者及び現場代理人（または受注者）となっています。

※ 現場代理人は工事实施中の受注者の代理であるという性質上、検査時の受注者側の立会者は、現場代理人ではなく受注者自らの立会でも差し支えありません。

- ② 検査では、基本的に主任（監理）技術者が全ての事項を説明できることが必要です。

※ 検査は、主任（監理）技術者の「実質的な関与」が十分行われたかどうかを確認する場でもあることから、主任（監理）技術者は、検査員の質問に対して明快に回答するとともに、積極的に説明する姿勢が求められます。

※ 主任（監理）技術者が、検査員にどのような施工管理を行ったかを説明するとともに、どのような工夫を行ったかをアピールする機会でもあります。

- ③ 下請の技術者の立会・説明は不要です。

※ 下請の技術者の立会等を特に必要とする場合は、事前に監督員にその旨を伝え、了解を得ておいて下さい。

3. 検査の内容（流れ）について

検査は、監督員立会のもと、下記のとおり実施します。

1) 書面検査

① 工事实施状況の検査

- (1) 契約書等履行状況の検査

契約書や設計図書に記載されている事項が適切に履行されているか、契約書、設計図書等により確認します。

- (2) 施工体制又は現場組織の検査

適切な施工体制が確保されているか、各下請人の施工分担関係など、施工計画書等により確認します。

- (3) 工事施工状況の検査

施工計画に沿った施工や、適正な施工管理がなされているか、施工計画書、工事打合簿等により確認します。

(4) 工程管理の検査

工程管理状況及び進捗状況など、施工計画書、工事打合簿等により確認します。

(5) 安全管理の検査

安全管理状況（安全教育等）、交通管理状況、工事標識の掲示など、施工計画書、各種の記録等により確認します。

(6) 法令遵守の検査

各関係法令に沿った施工状況、有資格者の配置、適正な下請契約、各種許可又は届出がなされているかを確認します。

② 出来形の検査

出来形検査基準に基づいて、位置、形状寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し確認します。

ただし、出来形管理資料、写真等により出来形の適否を判断することが困難な場合は、請負契約書の定めるところにより、必要に応じて工事目的物を最小限破壊して確認します。

③ 品質の検査

品質の検査は、品質、規格、性能、及び品質に関する各種の記録と設計図書で定める規格とを対比し行います。

ただし、品質管理の状況を示す資料、写真等により品質の適否を判断することが困難な場合は、出来形の検査同様、必要に応じて工事目的物を最小限破壊して確認します。

④ 創意工夫その他に関する検査

工夫した点や、努力した事項などがあれば、検査時にアピールすることも大切です。創意工夫、地域貢献、高度技術など、資料を整理し提出して下さい。

2) 現場検査

① 出来形の検査（計測）

延長、高さ、厚さ等を計測するとともに、出来ばえ等を確認します。

また、書面検査時に疑義のあった内容について、現地で確認します。

以上すべての確認がなされ、契約書どおり工事目的物を受け取れることを確認した後、検査員が『完成と認めます』と告知した段階で、検査の合格となります。

4. 工事成績評定について

工事成績の評定は「和歌山県県土整備部工事成績評定要領」に基づき、評定者（監督員、課長等、検査職員）が各々独立して評定を行い、受注者に通知します。